



このたびの豪雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災者の皆さんへ

## 役立つ制度を紹介します。〈抜粋〉

区分	り災証明	内容	問い合わせ先
住まいに関すること	手数料等の減額・免除	要 建築確認申請手数料等の減免	安佐南区建築課(831-4952) 安佐北区建築課(819-3938)
		要 応急修繕等に係る建築確認申請の免除	(都市整備局建築指導課 第二指導係(504-2288))
		要 宅地造成工事許可申請手数料の減免	都市整備局宅地開発指導課 指導調整係(504-2285)
		要 被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事の各手数料等の免除	水道局給水課給水装置係 (511-6864)
防災に関すること	要	ビニールシート及び土のうの貸与	消防局警防課警防企画係 (546-3451)
衛生相談に関すること		井戸等の飲用水の衛生相談・指導	健康福祉局環境衛生課 環境衛生係(241-7408)
学校に関すること	授業料等の減額・免除等に関すること	要 広島市立大学授業料、入学金の減免・徴収猶予	広島市立大学学生支援室 (830-1522) 企画室入試グループ(830-1503)
		要 市立幼稚園・高等学校授業料減免	教育委員会学事課学事係 (504-2469)
	その他の生活救済		就学援助費学用品費等の再支給
税金・納付金の減免・免除等に関すること	税金	要 市税の減免等(市民税、固定資産税等)	北部市税事務所第一市民税係 (831-4935) (財政局税制課税係(504-2088))
		要 ※県税の減免・納税猶予(自動車取得税・自動車税・不動産取得税、個人事業税等)	県庁税務課(513-2319) 西部県税事務所(513-5372)
		要 市税証明等の交付手数料の免除	北部市税事務所第一市民税係 (831-4935) (財政局税制課税係(504-2088))

### 災害見舞金

国の災害弔慰金	災害による死亡者の遺族 [配偶者・子・父母・孫・祖父母] [死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当事その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)]	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
国の災害障害見舞金	災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円
受付	区役所生活課 (安佐南区 ☎831-4939、安佐北区 ☎819-0575)		

※国の制度と併給できない

広島市の災害見舞金	1ヶ月以上の治療を要する方	10万円 ※
	住家の全壊・流失业帯	30万円
	住家の半壊世帯	10万円
	住家の床上浸水	5万円
受付	区役所生活課	

広島県の災害見舞金	住家の全壊・流失业帯	30万円
	住家の半壊世帯	10万円
受付	区役所生活課で市見舞金等の手続きと同時に行い、県から支給	

区分		り災証明	内容	問い合わせ先	
税金・納付金の減免・免除等に関すること	医療・保険等	要	介護保険料の減免	安佐南区健康長寿課介護保険係(831-4943) 安佐北区健康長寿課介護保険係(819-0621)	
			介護保険利用者負担額の減免	(健康福祉局介護保険課管理係(504-2173) 認定・給付係(504-2363))	
		要	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	安佐南区保険年金課(831-4929) 安佐北区保険年金課(819-3909)	
			国民健康保険料の減免	(健康福祉局保険年金課 保険係(504-2157) 管理係(504-2159))	
			国民年金保険料の免除		
		要	後期高齢者医療費の一部負担金の減免	安佐南区健康長寿課(831-4941) 安佐北区健康長寿課(819-0585)	
	後期高齢者医療保険料の減免		(健康福祉局保険年金課 福祉医療係(504-2158))		
	児童福祉	要	保育料の減免	安佐南区保健福祉課(831-4945) 安佐北区保健福祉課(819-0605) (こども未来局保育企画課(504-2153))	
	償還条件の緩和に関すること	水道・下水道	要	水道料金及び下水道使用料の減免	水道局営業課庶務係(511-6832) 下水道局管理課使用料係(241-8258)
			要	水洗便所設備資金貸付金の償還猶予	下水道局管理課普及促進係(241-8257)
その他		要	証明手数料の免除(住民票の写し等)	安佐南区市民課(831-4928) ・佐東出張所(877-1311) ・祇園出張所(874-3311) ・沼田出張所(848-1111) 安佐北区市民課(819-3907) ・白木出張所(828-1211) ・高陽出張所(842-1121) ・安佐出張所(835-1111) (企画総務局総務課区政係(504-2112))	
			市立病院の診療費等の後納又は分納	広島市民病院(212-3227) 安佐市民病院(815-5211) 舟入市民病院(232-6195) リハビリテーション病院(848-8001) 自立訓練施設(849-2868) 安芸市民病院(827-0121) (健康福祉局保健医療課 市立病院機構担当(504-2668))	
その他の生活救済に関すること		要	被災家庭乳幼児の保育園での一時預かり	こども未来局保育企画課(504-2153)	
		要	乳幼児等医療費補助の支給要件の緩和	安佐南区保健福祉課(831-4945) 安佐北区保健福祉課(819-0605) (健康福祉局保険年金課 福祉医療係(504-2158))	
		要	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	(こども未来局こども・家庭支援課 家庭支援係(504-2723))	